



特集

**平成27年度海外調査事業(イギリス・ドイツ)
活動報告・ダイジェスト版**

全国被害者支援ネットワークは、平成28年2月28日から3月6日まで、欧州の先進的な被害者支援の取組の実態を学ぶ目的で、イギリス・グラスゴー、ロンドンとドイツ・ヴィースバーテン、マインツに、9名の調査団を派遣しました。(メンバーは表1参照)。今回の海外調査事業で得られた成果が、これからの被害者支援活動の充実と進化につながり、また被害者支援活動の参考となることを願います。

※本事業は日本財団の助成で行われました。また特集の内容については「平成27年度海外調査事業活動報告書」(平成28年12月発行)から抜粋しています。

表1

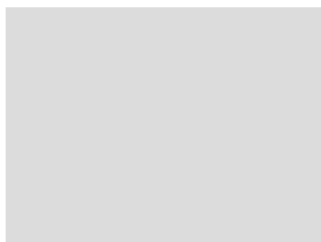
リーダー	飛鳥井 望(都民)	サブリーダー	田村 裕(こうち)
メンバー	楠本 節子(大阪)	メンバー	藤田 きよ子(千葉)
メンバー	森田 ひろみ(いばらき)	メンバー	内野 悌司(広島)
メンバー	阪上 真里(大阪)	メンバー	浅利 武(紀の国)
メンバー	秋葉 勝(NNVS)	メンバー	芳川 龍郎(日本財団)

(順不同 敬称略/カッコ内は所属)

①CICA(犯罪被害補償審査会/グラスゴー)

視察目的 ● 犯罪被害者対策先進国の犯罪被害補償制度を学ぶ

CICAは、1964年にロンドンに創設された経済的支援制度(CICS)を継承する形で、1996年犯罪被害者補償法の施行に伴い、スコットランドのグラスゴーに開設された政府機関である。法務省の管轄下に属し、約280名の職員(公務員)が稼働している。



2015年度の取り扱い件数は、約3万2000件、補償額は約1億7600万ポンド(約300億円)であり、全額が国の一般会計によってまかなわれている。

グレート・ブリテンで発生した①身体に対する直接的な攻撃による被害、②直接的な攻撃ではないが、不作為(育児放棄)などによる身体的被害、③性被害や虐待による精神的被害などが補償対象となる。

有罪が確定するか否かにかかわらず、犯罪被害が起きた確かさが50%以上であれば補償の決定をする。しかし、被害を警察に届けなかったり、捜査に協力しなかった場合は補償されない。CICAは警察から加害者の前科等の情報を受け取ることができ、被害者もCICAには医療情報等を提供しなければならない。

英国議会が作成した障害等級表(タリフ表)をあてはめて補償額を決定し、補償額は身体的外傷のレベルA1の1000ポンド(約16万円)からレベルA20の25万ポンド(約4000万円)まで、性的虐待等のレベルB1(1000ポンド)からレベルB15(約4万4000ポンド、約700万円)までの二部構成で補償額が区分されている。

英国における犯罪被害補償制度はどんどん進化を遂げており、後遺障害に対する補償は失明、腕脚の喪失などの事象で捉えて迅速に補償額を決定し、現実に稼働できなくなった場合に初めて別に附加する形で補償が決定する。「揺りかごから墓場まで」社会保障が行き届いた国の総合的被害者補償制度だと感じた。

②SARC Archway (アーチウェイ / 性暴力付託センター / グラスゴー)

視察目的 ● 英国における性犯罪被害者に対する支援の実情および支援体制を視察・調査し、我が国の今後の活動および課題解決に役立てる

2007年設立の婦人科診察室を備えたNHS(国民健康サービス)施設。基本的に性被害後の婦人科診察と緊急避妊、性感染症予防等の医学的処置を提供する通常24時間365日の医療サービス。被害届の割合を高め、また被害届を出すことを勧奨し、性犯罪の摘発という警察機能の遂行に主眼を置いている。

対象者は13歳以上、事件後7日以内(対象外の児童は小児科サービスで対応)で、青少年に対しては警察の関与が義務づけられている。スタッフは看護師が重要な役割を担い、医師、サポートワーカー、カウンセラー、管理職員などで構成される。利用者の94%が女性であり、80%が警察からの紹介、20%が被害者自らの相談である。法医学検査室では医師が証拠採取を行い警察に提出するが、被害届を出すことを決断していない場合は、センターが第三者通報として匿名で提供する。アーチウェイの役割は、事件直後の被害者に会い、サイコロジカルファーストエイドを提供し安全を図り、更にメンタルヘルス問題があるかどうかを見定めることである。

メンタルヘルスに問題があると認められた場合は、NHSトラウマ・サービスに紹介され心理治療が行われる。トラウマ・サービスの治療はNHSが無料で提供しており、スタッフは臨床心理士(14、5名)をメインとする20名だが、その中には作業療法士、看護師も含まれている。

今回、スコットランドで唯一の性被害ワンストップショップ(ワンストップセンター)を視察し、その活動内容をつぶさに見聞する機会を得たことで、日本におけるワンストップ支援センターのあり方を考える上で大いに学ぶべきことができた。

③Citizens Advice(シチズンズ・アドバイス / ロンドン)

視察目的 ● 裁判所内の「Witness Service(証人サービス)」を含む被害者支援への取組を学ぶ

1939年設立。28,500人のスタッフ(ボランティア22,000人、有償スタッフ6,500人)を抱えるUK最大の独立相談機関であり、すべての人々の金銭上、法律上、消費者としての様々な問題に対して、

個別のアドバイスを無料で提供している。Citizens Advice(以下CAという)の4つの理念は「無償・守秘・不偏・独立」。2014年度の支援実績は660万件(210万人)で、活動資金の6割は政府資金、そのほかは会員寄付、募金活動、民間企業等からのファンドレイジングである。

相談内容としては負債管理、社会保障、住居、移民と亡命、雇用、消費者苦情、賃借人と家主との紛争などに関する問題等で、相談のほか、消費者教育や家計相談等の問題予防にも努める。

Witness Service(以下WSという)は、英国の司法制度の煩雑さゆえに、証人へのサポートが必要ということで設けられたサービスで、証言が最善のものとなるようにサポートするCAの中でも独立した組織であり、WSだけのスタッフで対応している。WSは、法廷で最良の証言が行えるように証人に実際の支援・精神的支え・情報を提供している。利用者の93%が満足もしくは非常に満足している、と回答している。子どもの証人の場合の特別な配慮として、アウトリーチの段階から、若年者用に作られた情報を提供することを行っている。また、法廷での付き添いは一人の決まった担当者が付きっきりで行う。

ボランティアは証人サービスや、付き添い支援を行っていて、募集は口コミで、ソーシャルメディアに訴えることなどもしている。研修は全国的に決められたプログラムがあり、各地域のトレーニングスタッフが行う。CAが資格認定した専門家集団である外部からのトレーナーも参加するが、このトレーナーは、専門分野についての専門家ではなく、トレーナーとしての専門家である。ボランティアには交通費とランチ代のみ支給され、日当は出ない。

CAは「次の1年が大切な時期である」という信念を持っている。今すべきこと、中長期的にすべきことに対し、組織を上げて取り組んでいることに、強い組織のあり方が勉強できた。

④Inner London Crown Court (インナーロンドン刑事法院 / ロンドン)

視察目的 ● 「Witness Service」でビデオリンク担当者がいる裁判所を視察し、裁判所内での被害者支援について学ぶ

1971年設立。刑事事件(殺人、強盗、強姦等)を扱う裁判所で、CAは刑事法院内に専用の事務所と、弁護士・検察から独立した証人待合室を確保している。証人待合室は、被告人側とは別に設けられており、テレビ、机、椅子、資料、子ども用絵本、飲み物が用意されていて、待合室前の廊下は裁判所職員のみ通行できる。WSの裁判所内での主な活動は情報提供とお世話で、すべての証人が対象であり、証人とコンタクトをとり、証人のニーズを傾聴し、対応をプランニングしていく(子どもを預ける手配や通訳など)。

WSは、証人の安全を守り、不安感を少しでも軽減させ、法廷で証言の際のストレスを軽減することを含め、最良の証言が行えるよう、また被害者がリラックスして証言できるよう工夫を凝らしていることがうかがえた。日本でも、裁判所内に全国の48センターの事務所及び弁護士・

検察から独立した専用の証人待合室の設置を導入できればと感じた。

⑤ Wiesbadener HILFE (ヒルフェ / 州立被害者支援団体 / ヘッセン州)

視察目的 ● ドイツ・ヘッセン州における被害者支援の現状と課題の視察

1992年に相談所として設立。ドイツでは、犯罪被害が及ぼす深刻な影響、とりわけ性的暴力や性的虐待の被害者の心の傷、その後の生きづらさなどに着目し、被害者に対するサービスが開始されるようになった。この活動が広がりを見せ、ヘッセン州でも州立の被害者支援組織(ヒルフェ)が設立された。ヒルフェは、証人サービスを直接的支援の中心に置き、公的なサービスとして専門家に委ねている。3名いる相談員は、全員が社会教育学の学位を持ち、トラウマ専門カウンセラー、カウンセリング技術、ゲシュタルト療法、刑事事件における調停人などの資格も取得している。財政のうち半分はヘッセン州司法省から拠出され、残り半分は寄付、または検察当局や裁判所の罰金収入でまかなわれている。



対象者は、刑事犯罪の犠牲者や証人、その親族で、犯罪の種類を問わず、また、年齢、性別、国籍に関わらず、誰もが支援サービスを受けることができる。最も重要なのは相談者が再び普通の日常生活を送れるよう、精神的安定を回復させるという心理社会的支援を行うことである。

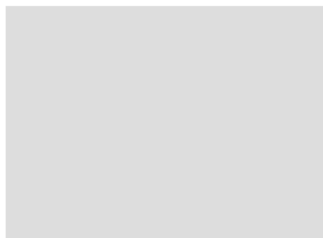
金銭的な援助はヴァイサーリング(後述)に申請するが、被害者への立替は一時的にヒルフェが行い、一日と置かずにはヴァイサーリングからヒルフェに振り込まれることになっており、この制度により被害者が二度同じことを説明する必要がない。週末は対応せず、平日も17時、18時まででおおよそ終了する。

ヒルフェの支援目的、支援内容、手法などは日本の被害者支援と共通している部分があるが、証人サービス(被害者が、裁判所で証言しやすい環境をつくる等)を直接的支援の中心にしていること、公的なサービスとしての支援が専門家の手に委ねられていることなどは、注目すべきことである。また、資金源が罰金収入であることについて、日本の被害者支援組織への公的援助の一つの方法として是非取り入れていただきたい。

⑥ Weisser Ring (犯罪被害者支援団体ヴァイサーリング / マインツ)

視察目的 ● ヴァイサーリングの被害者支援の現状について学ぶ

1976年設立。被害者がいかに自立して生活することができるかを目的とし、ドイツで全国展開している唯一の犯罪被害者支援団体で、刑事犯罪被害者の支援及び刑事犯罪の防止を目指



す公益法人。欧州全土でネットワークを持ち、活動している。直接支援要員として無償ボランティア3,200人、専門職員は全国に100人いる。公的支援を一切受けず、寄附、会費でまかなう。国内に420か所の支部を持ち、会員数は5万人以上である。ヒルフェとは、情報交換を行っており、支援についてどちらが対応すべきか相談することもある。

ボランティア制であるが、その特色・利点として「官僚主義に捉われず、迅速かつ柔軟な支援が可能」「各職員の多様な経歴や人生経験」「勤務時間に対する柔軟な対応」などが挙げられる。ボランティアが被害者支援のために使う時間は平均すると一人あたり週20～30時間。無給ではあるが、交通費、事務費、通信費は支給される。ボランティアに対する被害者からの感想は好評であり、募集についてはメディアで団体が紹介されたのを見て応募というケースが多く、その中から面接を行って選択している。

● ボランティア職員になるまでの流れ



※活動を継続するかは本人の意思

● 支援内容

・心のサポート・警察署、弁護士事務所、裁判所への同行や付添い・身体や精神面を治療する施設の紹介・緊急支援金の支給、支援小切手の発行、心身回復のための旅費の支給・買い物代行、ドライバー、保育、家事支援

◆ 緊急トラウマセンターの設置

ドイツ全16州中15州に設置され、その多くが病院内に設置されている。センターが州にない場合、ヴァイサーリングが介入し、支援小切手(150ユーロ/3回まで相談可能)で近くの病院の受診ができるような体制となっている。相談内容は診断と早期介入であり、5回まで相談・治療を受けることができるが、重症な場合は最大15回まで相談可能である。基本的に事件から4週間以内の受診が求められている。

◆ 被害者ホットライン

2009年設立。ボランティア電話相談員85名で全国からの電話に対応している。

多くの電話が、ボランティアの適切な機関紹介により相談が1回で終了している。被害者本人からの電話が多く、その大半は女性が占める。

・毎日(週末・祝日も含む)7時～22時対応・匿名相談可・全国どこからでも通話無料・3万件(2015年/リダイヤル含む)対応・1日あたりのボランティア電話相談員は5～12名で、平均相談通話時間は6～7分

具体的な事例を通して学んだドイツの被害者支援は、被害に遭う前の生活を取り戻すだけでなく、人生の自立をも促すきめ細やかなものだった。また、日本と同様活動を支えているのはボランティアであったが、支援活動全般から組織運営までをボランティア(或いは薄給で)が担っている日本の支援員の実情とは異なり、ヴァイサーリングではボランティアの負担は低く抑えられていた。「被害者支援はボランティアだけで担うもの」から「必要な人材は雇用する」という考え方に日本も移行すべきであると思う。